

自治基本条例って何ですか vol.8

前回のVol.7では自治基本条例の第2章(情報共有)条例第5条～第12条について解説しました。今号では、第3章(町民参加と協働)条例第13条を紐解いていきます。

第3章(町民参加と協働) 自治基本条例-第13条 (町民参加の基本)

- 町民は、まちづくりの主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。
- 2 議会および行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
 - 3 議会および行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障するものとし、町民参加を積極的に推進するための制度を体系的に整備するものとし、
 - 4 議会および行政は、町民が町政へ参加または不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとし、
 - 5 満20歳未満の青少年および子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとし、

解説

第3章(町民参加と協働)では、町民が町政へ参加する制度について明らかにし、町民参加(町民が町政に参加し意見等を表明すること)に関する具体的な規定を定めることによって、町民の町政に参加する権利を保障しています。

第13条(町民参加の基本)では、町民主体の原則に基づき、町民は、町政に参加することを基本とするほか、議会および行政は、広く町民の意見を求め町政に町民の意思を反映させるとともに、町民の参加を保障することを定めています。

また、町民参加は、町民の自由意思で行われるものであるため、議会および行政は、町民参加の有無によって町民が不利益を受けないよう配慮することを定めています。

さらに、満20歳未満の青少年および子どもについても、それぞれの年齢にふさわしい方法によって町政へ参加する権利があることを明らかにしています。これは、早くから町政への関心を高め、参加してもらおう基盤として明記するものです。



「まちづくり懇談会」の様子

転任のご挨拶

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導
(函館弁護士会所属)

法テラス八雲通信 vol.34



■平成24年4月に法テラス八雲が開設され、私が八雲町に
来てから2年4か月が過ぎました。3回目の冬を越え、私
もようやく雪と寒さにも慣れてきました。

■しかしながら、まことに残念なことに、私は今年3月末
日をもって、八雲町を去ることになったことをご報告しな
ければなりません。

■東京出身の私にとってははじめての北海道生活の中、不安
なことも多い毎日でしたが、皆様の暖かいご支援を頂き、仕
事面でも生活面でも充実した毎日を送ることができました。

■月日を経るごとに八雲町の自然の美しさ(海、山、川：
曇りでも美しいです)と美味しさ(ホタテ、お肉、チーズ
：堪えられません)を知り、あともう少し八雲町に留まり
たい!という気持ちも止み難くありました。

■しかし、八雲町には小林・伊藤の二弁護士がすでに赴任
し、活動を始めております。私としても、後顧の憂いな
く、次の赴任地である長崎県雲仙に旅立とうと思えます。

■なお、私は八雲を去りますが、法テラス八雲法律事務所
は今後も存続します!(一部で「法律事務所自体がなくな
る」というウワサが流れたようですが、そのようなこと
はありません!)

■これからも、ご相談をご希望の方は、「法テラス八雲法
律事務所(☎050-3383-8366)」までお気軽に
相談予約のお電話をお寄せ下さい。また、「法テラス江差法
律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談
を承っておりますのであわせてご利用ください。

■それでは、みなさん、お元気で!